

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和3年9月分】

- ・ 刺し網漁業
- ・ たこ壺漁業
- ・ かご漁業

第1 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	備後地区 (別記のとおり)	4月1日から11月30日まで	定めない	定めない	1	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月17日から令和3年9月27日まで

3 条件

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。

エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

オ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。

カ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類を表の11の海域）を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9節(3.8センチメートル)より荒く、4寸(12.1センチメートル)より細かいもの	午後3時から午前0時まで(15時から24時まで)
4寸(12.1センチメートル)以上のもの	午前4時から午後0時まで(4時から12時まで)

別記(操業区域)

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸

- 田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第2 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	備後地区 (別記のとおり)	1月1日から 12月31日まで	定めない	定めない	3	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月17日から令和3年9月27日まで

3 条件

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

別記（操業区域）

備後地区

次のアイを結んだ直線以東，イウを結んだ直線，ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ，オ，カ，キ，ク，ケ，コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸

- 田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第3 かご

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
あなご筒	備後地区（別記のとおり）	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	2	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月17日から令和3年9月27日まで

3 条件

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状及び規格

漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質

漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 水抜き穴

漏斗部よりも内側（中央部側）に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 持ち筒数

1隻につき60個以内でなければならない。

イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記（操業区域）

備後地区

次のアイを結んだ直線以東，イウを結んだ直線，ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ，オ，カ，キ，ク，ケ，コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻